

地域建設業経営強化融資制度について

熊本市では、本市発注工事を受注した中小・中堅元請建設業者の方々が工事の出来高を超える部分についても、金融機関からの融資を受けることができる制度（「地域建設業経営強化融資制度」）の運用を始めました。当制度を利用することで、資金繰りの改善、経営力等の強化を図ることができます。、経営基盤の安定を確保することができます。

制度の概要

◇ 熊本市発注工事を受注した中小・中堅元請建設業者の方々が、工事請負代金債権を担保として、工事の出来高を超える部分についても融資を受けることができる制度です。

対象となる建設業者

◇ **熊本市発注工事を受注・施工している中小・中堅元請建設業者**

（原則として、資本の額又は出資の総額が20億円以下又は常時使用する従業員の数が1500人以下の建設業者）

対象となる工事

◇ **出来高が2分の1以上に達している工事**

- ※ 低入札価格調査の対象となった工事は対象外です。
- ※ 保証事業会社による金融保証を受けた融資（未完成部分についての融資）は、前払金の支払いを受けた工事が対象です。
- ※ その他にも条件があります。また、工期が複数年度にわたる工事については、条件が異なります。詳しくはお尋ねください。

利用方法

◇ 以下の問い合わせ先（融資のご相談）にご相談ください。

その他

◇ 中小・中堅元請建設業者の方々は、下請セーフティネット債務保証事業に係る融資及び地域建設業経営強化融資制度に係る融資のいずれかを選択して利用することができます。

問い合わせ先

◇ **融資のご相談**

- 西日本建設業保証株式会社 熊本支店 TEL 364-1155
- 熊本県建設業協同組合 TEL 364-6726

◇ **制度のお問い合わせ**

- 熊本市役所 総務局 契約監理部 工事契約課 TEL 328-2442